

土木工事における「山口県認定リサイクル製品」に 認定済みの再生クラッシャーランの使用について

令和 7 年 8 月
山口県土木建築部

山口県土木建築部の発注工事で使用する再生クラッシャーランについては、県内産資材の使用を義務付けていますが、県内で発生する循環資源の利用の徹底や環境基準への適合など安全性確保の観点から、「山口県認定リサイクル製品」として認定を受けた再生クラッシャーラン(以下、認定製品という)を優先的に使用することとし、令和8年度以降に発注する土木工事(営繕工事を除く)において、下記のとおり、取り扱うこととしますので、お知らせします。

1 材料使用承諾について

(1)事前承諾

- ・認定製品を承諾の対象とする

(2)個別承諾

- ・原則、認定製品を承諾の対象とするが、やむを得ない理由により、認定製品の利用ができない場合は、工事材料使用承諾願の提出前に、理由を記した書面を監督職員に提出し、承諾を得たものは使用を認める

◇理由の記載例

- ・土木建築事務所管内における認定製品の製造企業から必要な時期に、必要量が確保できない等
- ※製造企業から上記理由を証明する書面を添付

2 適用

- ・1(1)については、令和8年度以降適用予定
- ・1(2)については、令和9年度以降適用予定

3 その他

- ・令和7年3月時点の認定製品数は、51 製品(33企業)あり、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課、ウェブページで確認できます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20803.html>

- ・認定製品への募集については、例年同時期に行われており、令和7年度の募集期間については、10月1日～10月31日(予定)となっています。

※募集概要等については、上記ウェブページを参考にしてください。